平成２２年（フ）第１８９５６号
東京都福生市武蔵野台１丁目28―１―1202
破産者　川上　誠司
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９５８号
埼玉県草加市吉町４丁目９―11―201、住民票上の住所千葉県船橋市宮本６丁目14―６
破産者　細川　幹夫
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９６２号
東京都荒川区南千住３丁目12―16―704
破産者　杉本　晴美（旧姓栗山）
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９６３号
千葉県千葉市花見川区花見川４―16―601
破産者　瀧村　伸豊
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９６４号
東京都杉並区清水２丁目10―６
破産者　花邑　和法
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９６７号
東京都東大和市新堀３丁目19―１　シティハイム武蔵野Ⅱ101号
破産者　曾我　陽介
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９７０号
埼玉県さいたま市南区辻２丁目８―16―301
破産者　北村　礼子
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９９１号
東京都品川区小山６丁目１―６―402
破産者　長田　恵美
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０３５号
東京都八王子市南大沢４丁目15―１―206
破産者　安田　　治
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０４８号
東京都江戸川区南小岩７丁目27―13―302
破産者　常田　　実
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７４号
埼玉県加須市北大桑422
破産者　秋山　政隆
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７８号
東京都板橋区小茂根２丁目17―４
破産者　間橋　義郎
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７９号
東京都板橋区小茂根２丁目17―４
破産者　間橋すみ江
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０８４号
東京都品川区大井１丁目27―７―402
破産者　加藤　元治
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１１９号
神奈川県横浜市港南区港南台９丁目32―23―601
破産者　竹内　　弘
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１２０号
神奈川県横浜市港南区港南台９丁目32―23―601
破産者　竹内幸江こと　竹田　幸江
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１４６号
東京都練馬区富士見台４丁目13―24
破産者　花澤　紀子
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１５３号
東京都葛飾区東水元２丁目３―16―103
破産者　山野　町子
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１９８号
東京都新宿区西落合３丁目８－６―206
破産者　徳村　健一
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２６３号
千葉県市川市日之出21―１―Ｃ―439
破産者　淺原　春馬
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８６号
埼玉県戸田市氷川町２丁目６番４号
破産者　株式会社大田プリント
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
埼玉県桶川市東２丁目11番10号
破産者　有限会社Ｓｕｉｔａｂｌｅ
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８９号
埼玉県川口市大字赤井1251番地の２
破産者　新栄工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係